

山梨県指定自動車教習所協会における感染拡大予防ガイドライン

山梨県指定自動車教習所協会（以下、「協会」という。）は、加盟の指定自動車教習所（以下、「加盟教習所」という。）における感染拡大予防ガイドラインを次のとおり定め、これを適切に遵守して業務を実施する。

また、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき施設の使用停止の対象となる加盟教習所は業務の実施状況に関して、チェックリストを作成し、それによる確認を毎日（営業日毎に）実施し、その都度協会に報告するものとする。

1 密閉の回避

- ① 換気設備により常時換気を行い、一人あたり毎時30m³の必要換気量を確保する。ただし、必要換気量が足りない場合は、入室人数を制限する。
- ② 換気設備によって必要換気量を確保できない場合は、30分に1回、5分程度、2方向の扉・窓等を全開して必要な換気量を確保する。なお、講義室等に隣接する廊下等の窓も同様に換気を行う。

2 密集の回避

- ① 交通法規等の講義は、受講者に定員（受講可能人数）を明示して、同時に多数の受講者が集まらないよう管理する。
- ② 時間差による迅速な講義室の入退室を促すとともに、講義開始前での廊下等での滞留を防ぐため、休憩時間内に講義室で着席して待つよう受講者を指導する。

3 密接の回避

- ① 受付では床に整列用の目印を1m間隔で貼り付け、受講者を整列させて密接を防ぐ。
- ② 受付で対面する場合は、距離の確保やアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。また、必要に応じて、職員にビニール手袋を装着させる。
- ③ 講習室等の座席は、前後左右が隣合わせにならないよう、着席できる席の机または椅子に目印を付して、受講者を着席させる。
- ④ 座席等のない場合は、一人あたりの専有面積を最低3m²として施設内の人数を制限する。
- ⑤ 近距離での会話や発声を避ける。

4 マスクの着用

マスクの着用について、職員が遵守するとともに、受講者・来所者にもマスクの着用を徹底させる。

5 手洗い・消毒

- ① 職員は、業務開始時、受講者・来所者との接触の多い場所に触れた後、車両教習後、トイレの利用後等には、手洗いをするとともに必ず手指を消毒する。
- ② 受講者・来所者に対しては、入口に消毒設備を設置して、利用者の手指の消毒を促す。

6 体調チェック

- ① 職員は、業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪の症状（せき、喉の痛み等）、嘔吐・下痢等の症状、味覚・嗅覚の異常がある場合には、出勤を停止させる。
- ② 受講者・来所者に対して、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪の症状（せき、喉の痛み等）、嘔吐・下痢等の症状、味覚・嗅覚の異常がある場合には、入場しないように呼びかけるとともに、受付において受講者・来所者への体調確認を行う。滞在時間の長さや他の感染防止対策の状況によっては、検温を行う。

7 トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ③ 温風により手を乾かす装置がある場合には使用を禁止し、代用としてペーパータオル等を備える。

8 休憩スペースのリスク軽減

- ① 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- ② 常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
- ③ 飲食後のゴミ、缶・ペットボトルは、定期的に片付ける。

9 喫煙スペースの使用制限

- ① 一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう、受講者・来所者に対して呼びかける。
- ② 常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒する。

10 清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や受付カウンターなど、複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。

<特に重点的に清拭消毒する部位>

テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、エレ

ペーターのボタン、自動販売機、備え付け筆記具、受付透明ビニールカーテン、キーボード、タブレット、タッチパネル、運転シミュレーターのハンドルやスイッチ 等

- ② 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。また、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

11 教習自動車等における注意点

① 教習用自動車

ア 教習用自動車の運転席、助手席及び後部の窓を開けることなどにより、常時換気されている状態で実技教習を行う。

イ ハンドル、シフトレバー、シートベルト、バックミラー、ドアノブ等の複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて毎回清拭消毒する。

② 送迎用バス

ア バスの窓を開けて換気に留意して運行を行う。

イ 座席への着席は、座席を一つおきにするなど席の間隔を開けるよう促す。

ウ 座席の背もたれ、ドアノブ等の複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて毎回清拭消毒する。

12 移動時における感染防止

職員の出勤について、時差出勤を促進し、自家用車、自転車等の通勤方法を奨励する。

13 合宿施設における感染防止

合宿施設については、別紙に定める適切な感染防止対策を行うとともに、消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を行うこととする。

別紙 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある職員の出勤を停止 <small>※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状</small>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者・来所者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある受講者・来所者の入場を制限
密閉の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気を行う （可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者・来所者による手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の出勤数の制限